○近畿地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田塚本一四〇番一から同市寺田今橋五七番一まで	前	三五・三〇～二二八・五〇メートル	〇〇・四九〇キロメートル
	後	四五・五〇～二二八・五〇メートル	〇〇・四九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○中国地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市木部町イ一一七二番三から同市木部町イ一二三八番まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月一日

○中国地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	竹原市福田町字元浜二一〇番五から同市福田町字浜田一八八番七まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月一日

○中国地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町八重字萱尾ノ峰七八三番六から同町八重字萱尾ノ峰七八三番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月一日

○四国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市池田町白地本名一〇五六番一地先から同市池田町白地本名一〇六六番一地先まで	前	一九・七三～六七・八〇メートル	〇〇・〇六八キロメートル
	後	二五・〇六～六七・八〇メートル	〇〇・〇六八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一から同市津久茂町二五〇三番七まで	前	A　九・六六～五一・四九メートル	四・五八四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・六六～五一・四九メートル	四・五八四キロメートル	
		B　一二・六六～六六・八三メートル	一・五〇四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	前	A　九・二〇～四一・三〇メートル	七・〇七二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I及びJは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G・H・I・J　二三・〇三～一四五・五二メートル	五・六四二キロメートル	
	後	A　九・二〇～四一・三〇メートル	七・〇七二キロメートル	
		B・C・D・E・F・G・H・I・J　二三・〇三～一四五・五二メートル	五・六四二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所